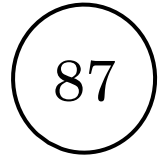


令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立 稲築志耕館 高等学校
課程又は教育部門	全日制 課程



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめはすべての生徒に起こりうるとの認識のもと全職員で以下の目標の達成に尽力する。

- (1) 生徒が安心して過ごせる学校をつくる。
- (2) 生徒の変化に気づくことができる教職員を育てる。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという危機意識を持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

- (1) 生徒が安心して過ごせる学校づくり
 - ①落ち着いた人間関係を築けるよう、日々の授業をはじめとするすべての学校生活の中で四則を徹底し規律ある生活をさせることで、すべての生徒が安心でき自己有用感が高まる「居場所づくり」に努める。
 - ②学校行事や委員会活動、部活動などの日々の活動において、協働から絆が生まれる経験や人とかかわる喜びを通して、他者から認められたり、必要とされたりするなどの自己有用感を獲得させる。
 - ③ボランティア活動やインターンシップにおいて多様な世代とかかわる経験を通じて、多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人に育てる。
 - ④ホームルーム活動等において、法や本基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための主体的対話的な取組を行う。
 - ⑤学級担任による教育相談や部活動において部顧問による教育相談（面談）を計画的に実施する。日

常的に部室の管理や人間関係をよりよく構築できる方法について部顧問が指導する。

(2) 教職員の体制づくり

- ①教職員の資質向上のため、生徒理解にかかわる研修を開催する。
- ②学年会など様々な機会を通して、生徒の気になる変化や行動について教職員間で情報共有する。いじめアンケートまたは学校生活アンケートを毎月実施し、生徒の変化を見逃さず、適切に支援する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは、外から見えにくい心理的ないじめが多く、加害と被害の関係が入れ替わるなど、いじめの存在に気付くことができなかつたり、学級担任の抱え込みから事態が深刻化してしまつたりするケースも少なくない。いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要がある。そのためには、生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められる。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりインターネットやSNSを介して行われるなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。そのため、会議の場のみでなく日常的に職員間で情報交換・共有をするよう心掛けなければならない。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ①生徒の気になる変化や行動について、いじめ防止対策委員会や学年会または日々の職員間の会話の中で共有し、一部の教員だけで抱え込まず、組織的に対応する。
- ②毎月のアンケート調査や教育相談、相談ポスト、年2回の保護者用のチェックシート、電話やメールでの相談窓口の周知等、日々の学級日誌などにより、いじめの実態把握に取り組むとともに生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめと疑われる事案に対しては、一教員で対応するのではなく、本校いじめ防止対策委員会を中心に情報共有し、認知やその後の対応を行う。

①いじめられている生徒の理解と傷ついた心のケア

いじめを把握したら、被害性に着目した判断をし、何よりも被害者保護を最優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。その際、以下のような点に留意する。

- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
- ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること

- ・大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めないこと
- ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

※心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮する。

②被害者のニーズの確認

被害者のニーズを確認する。危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保や加害生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者を選択させる。

③いじめ加害者と被害者の関係修復

いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図る。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止めるように心がけることも大切である。

加害側の生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になる。また、指導の事前及び対応の過程で被害生徒及び保護者に指導の方針を丁寧に伝えるなどの配慮を行う。

④いじめの解消

解消の2条件（①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと）を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する。なお、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていく。

また、対応に当たっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検することが重要である。

⑤インターネットやSNS等を利用したいじめに対しても適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、「その時」に「その場」でその行為を止めさせるとともに、いじめに関わる生徒に適切な指導を行う。
- ②通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、いじめ防止等対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、組織的に対応する。いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止等対策委員会で審議を行い、組織的に判断する。被害生徒を徹底して守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止等対策委員会に直ちに情報を共有する。いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。その後は、委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ④事実確認の結果は、校長が、県教育委員会に報告するとともに、関係職員が、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑤学校が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄

警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めることとする。

⑥部活動において、いじめを発見又は通報を受けた場合も、上記と同様の対応を行う。なお、部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導をする場合は、開始する前に本対応について周知しておく。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①いじめの事実関係を把握し、いじめられた生徒の安全を確保するとともに、徹底して守り抜くことを伝える。また、心のケアを支援する。
- ②保護者にいじめの事実を正確に伝え、今後の対応を報告するなど連携を図るとともに保護者の思いを聞き取る。
- ③いじめられた生徒および保護者の思いをもとに、今後の対応についての報告相談を継続し、いじめられた生徒が元の集団で落ち着いて学校生活を送れるようにするための体制を整える。また、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部専門家の協力を得る。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①いじめ防止対策委員会を中心に複数教員で聞き取り、いじめの事実関係を正確に把握するとともにいじめは絶対に許されないことを毅然とした態度で指導する。
- ②保護者にいじめの事実を正確に伝え、今後の対応を報告するなど連携を図るとともに指導に対する理解と協力を求める。また、再発防止に向けて継続的に保護者と情報共有を図り、助言する。
- ③いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした態度で指導し、根絶しようという態度を醸成する。
- ②「HR活動」を通して、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進め、個々の生徒の成長を促す。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ①インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ②生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに嘉麻警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談や各種相談窓口などの関係機関の取組について周知する。
- ④インターネット上のいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してこれらについて啓発し理解を求める。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。なお、解消については、いじめ防止等対策委員会で審議を行い、校長が判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ防止等対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察していく。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

①重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）は、県教育委員会を通じて県知事に事態発生を報告するとともに、県教育委員会の指示のもと、いじめ対策特別委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。また、調査は県教育委員会の指示のもと複数人で行う。

②被害生徒・保護者等に対する調査方針の説明（説明時の注意点）

- ・「いじめはなかった」等と断定的に説明しない。
- ・事案発生後、学校の不適切な対応により被害生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、速やかに不備について説明し、謝罪等を行う。
- ・被害生徒・保護者の心情を害する言動は厳に慎み、寄り添いながら信頼関係を構築する。
- ・記者会見や保護者会等外部に説明する際は、説明内容を事前に、関係保護者に伝える。
- ・自殺の事実を伝える際は、遺族から了解を得る。了解をされない場合、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留める等の工夫を行う。

- ・生徒や保護者等に対しての伝え方は、学校内で統一する。
- ・被害生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合、再発防止に向けて可能な限り学校の対応を振り返り、検証する。
- ・被害生徒や保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるよう勧める。

③調査時の注意点

ア 調査対象者、保護者等に対する説明の際の注意点

- ・アンケートの目的や調査内容を被害生徒・保護者に提供する場合があることを、予め調査対象である他の生徒・保護者に知らせておく。
- ・可能な限り速やかに実施する。状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考える。
- ・調査中であることを理由に説明を拒むようなことはせず、調査の進捗等の経過報告を行う。

イ 生徒等に対するアンケート調査、聴き取り調査を実施する際の注意点

- ・被害生徒やいじめに係る情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握する。
- ・加害生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。

ウ 調査内容の保存に関する注意点

- ・重大事態の調査に係る記録は、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存する。
- ・記録の廃棄については、被害生徒・保護者に説明の上行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報（調査の目的、方法、方針、経過及び事実関係等）を適切に提供する。なお、これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する。また、調査結果は防止策・保護者等の所見を含め、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する複数の教職員等が個別に認識した情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集・整理と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

いじめ防止対策特別委員会

- ①「重大事態」に対処するため、いじめ防止等対策委員会を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて構成する。
- ②事実関係を明確にするための調査を実施する。このとき、因果関係の特定を急がず、客観的な事実を速やかに把握することを目的とする。

7 学校評価

学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、いじめ防止等対策委員会において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談・部活動顧問による面談等の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

評価の際の留意点等は以下の通りである。

- ・いじめ防止に関する学校評価は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して、問題を隠さず、その実態把握や対応について行う。
- ・いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。